

**日程第3 議案第18号 橋本市国民保護
対策本部及び橋本市緊急処理事態対策本
部条例の制定について から、日程第5
議案第21号 橋本市職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例について ま
での3件**

議長（上田順康君）日程第3 議案第18号
橋本市国民保護対策本部及び橋本市緊急処
理事態対策本部条例の制定について から、日
程第5 議案第21号 橋本市職員の給与に関
する条例の一部を改正する条例について ま
での3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 1番 中上君。

〔1番（中上良隆君）登壇〕

1番（中上良隆君）おはようございます。
それでは委員長報告を行います。

去る6月15日の本会議において、本委員会
に付託された議案第18号 橋本市国民保護対
策本部及び橋本市緊急処理事態対策本部条例
の制定について、議案第19号 橋本市国民保
護協議会条例の制定について、議案第21号
橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例について を審査するため、6月20
日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いず
れも賛成多数で原案のとおり可決すべきもの
と決しましたので、以下その概要を報告いた
します。

議案第18号、議案第19号及び議案第21号は、
いずれも武力攻撃事態等における国民の保護
のための措置に関する法律、いわゆる国民保
護法の施行に伴う所要の制定である。

議案第18号は、武力攻撃事態または緊急対
処事態において指定を受けた市町村は、当該

市町村の区域に係る国民の保護のための措置、
または緊急対処保護措置の総合的な推進に関
する事務をつかさどるための市町村国民保護
対策本部、または市町村緊急処理事態対策本
部を置くこととされたことに伴い、同法に定
めるもののほか、橋本市国民保護対策本部及
び橋本市緊急処理事態対策本部の組織及び運
営に関し、必要な事項を定めるものである。

議案第19号は、市域に係る国民の保護のた
めの措置に関し、広く住民の意見を求め、当
該措置に関する施策を総合的に推進するため、
橋本市国民保護協議会を設置することに伴い、
同法に定めるもののほか、橋本市国民保護協
議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定
めるものである。

議案第21号は、同法及び災害対策基本法の
規定に基づき、手当に災害派遣手当及び武力
攻撃災害等派遣手当を加えるものである。当
該手当は、同法の規定に基づき、国または他
の地方公共団体から派遣された職員で、住所
または居所を離れ、本市の市域に滞在する者
に限り支給できる手当であり、国民保護対策
の一環として制度の整備を図るものである。

委員から、日本国憲法第9条で戦争の放棄
について明記されているにもかかわらず、武
力攻撃事態等を想定した制度を早期に整備す
る必要があるのか とのただしがあり、万が
一武力攻撃事態等が発生し、内閣総理大臣か
らその指定を受け、国民保護対策本部等を設
置しなければならない事態に備え、制度を事
前に整備する必要がある、危機管理体制の整
備充実を図るものである との答弁がありま
した。

派遣された職員が、その業務が原因となっ

て事故に遭遇した場合の補償制度について
ただしがあり、派遣される職員の身分は公務
員であり、派遣業務が原因となった事故につ
いては公務災害が適用される との答弁があ
りました。

武力攻撃事態への対処において、消防はど
ういった役割を担うのか とのただしがあり、
武力攻撃等により火災が発生した場合、対策
本部長の命により消火活動を行い、被害を最
小限に抑える役割を担うことになる。具体
的な行動内容については、今後、橋本市国民
保護計画を策定し、明確にしたい との答弁
がありました。

派遣先は危険な状況であると予想されるが、
命令を受けた職員がその派遣業務を拒否で
きるのか とのただしがあり、命令を受けた
職員には、その職務を果たす義務があると
認識している。ただし、武力攻撃等が終息
した後における消火活動等、被害軽減のた
めの活動が原則であるとされており、武力
攻撃事態の真ただ中に派遣されることは
ないと認識している との答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、国内すべ
ての自治体で制度化されようとする中、本
市だけ未整備とはいかないが、日本が再び
戦争に参画する危険な方向に向かっていると
危惧している。全国民、全市民的な世論
から、憲法 9 条を守っていく立場で、本
条例の制定に反対する との討論があり
ました。

賛成の立場から、憲法第 9 条に抵触しな
い範囲での防衛について議論が行われてい
る中、本市においても市民を守る責務があ
り、国際ルールや国際条約を無視した武力
攻撃等に備え、危機管理体制の整備が必要
であるため、本条例の制定に賛成する と
の討論がありました。

以上、委員長報告を終わります。議員各
位のご賛同、よろしくお願ひいたします。

議長（上田順康君）ただ今の委員長報告
に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようです
ので、質疑を終結いたします。

これより、議案第 18 号から議案第 21 号
までの 3 件について、一括して討論に入
ります。

討論する方ありませんか。

23 番 富岡君。

〔23 番（富岡清彦君）登壇〕

23 番（富岡清彦君）議案第 18 号 橋本
市国民保護対策本部及び橋本市緊急対処
事態対策本部条例ほか関連 2 条例に反対
の立場から討論を行います。

この条例の本体は武力攻撃事態法で、
これに基づき、国民保護法、米軍支援法、
特定公共施設利用法など関連 7 法案が策
定され、それぞれが密接な関係がありま
す。これらの法案の最大の目的は、アメ
リカが海外で引き起こす戦争に自衛隊
を参戦させることにあります。また、こ
の戦争に、罰則を設け国民を動員する
という、極めて危険な法案であります。

アメリカの先制攻撃戦略に従い、日本が
他国から攻められなくても、米軍の戦争
を支援し、国民を動員する体制づくりの
法案であります。国民、地方自治体、民
間組織に対し、軍事行動を強制的に義務
付けるものです。病院、学校、公民館な
どの施設を米軍や自衛隊に提供したり、
医療機関や輸送業者も動員されます。ま
た、有事の場合、土地取り上げや強制
収用なども行われ、拒否した者には罰
則が科せられます。

日本をアメリカ言いなりの海外で戦争
する国につくりかえるためであり、憲法
9 条を変える動きと同じものでありま
す。日米安保条約のもとでの軍事協力の
強化は、日本を現実には有事にしかね
ない最大の脅威となっていま

す。大震災や大災害は人間の力では防げませんが、戦争は外交、政治の力で抑えることができます。世界に誇れる日本の平和憲法9条を守り、平和外交の努力こそが重要であると考えます。

国民保護条例の橋本市での制定は、日本の平和を根底から崩すものとなると考え、反対をいたします。

以上です。

議長（上田順康君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号 橋本市国民保護対策本部及び橋本市緊急対処事態対策本部条例の制定について から、議案第21号 橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について までの3件を一括して採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（上田順康君）起立多数であります。

よって、議案第18号から議案第21号までの3件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について と、日程第7 議案第26号 市道の認定について の2件

議長（上田順康君）議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について と、日程第7 議案第26号 市道の認定について の2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 4番 平木君。

〔4番（平木哲朗君）登壇〕

4番（平木哲朗君）おはようございます。それでは委員長報告を行います。

去る6月15日の本会議において本委員会に付託された議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第26号 市道の認定について を審査するため、6月21日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第25号は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、橋本市高野口山村体験交流促進センターの指定管理者として、ふるさと体験村管理組合を指定し、指定期間は平成18年8月1日から平成21年3月31日までとするものである。

委員からは、指定管理者となる「ふるさと体験村管理組合」の名称は目的を明確にしたものであり、この組合を結成された背景、考え方について ただしがあり、3月より「地元で体制づくりを」との考えで協議を重ね、名称を決定し、地域の森林景観、保全を総合的に活用し、林業山村体験等を通して都市との交流を促進し、農林業者の就業と所得の向上を図ることを目的として設立した との答弁がありました。

開館後、現在までの交流センター催し予定事業の実績と施設の利用状況について ただしがあり、交流センターが3月末に完成し、4月にパンフレットと体験希望アンケートをまちづくり事業（ハイキング等）の参加者4,100人に送付している段階であり、まだ催し予定事業は実施していないが、今後に向けて体験案内等PRに努めたい。なお、施設貸し出し件数は4件である との答弁がありました。

議案第26号は、あかね台1号線から6号線、あかね台歩専1号線及び2号線、市脇川支線、橋本高野橋西側道線、橋本高野橋東側道線

の11路線を新たに市道として認定するものであり、委員会はさきに現地へ赴き、調査の後審査を行いました。

委員から、あかね台の側溝はコンクリートぶたであり、地区の溝掃除が困難であるため、開発協議等の中で3割はグレーチングにしてはどうかとのただしがあり、今後、十分注意して開発業者と協議をしたいとの答弁がありました。

市道の完成から数年が経過していると思われる路線があるが、交付税の増額等につながることから早期に認定ができなかったのかとのただしがあり、当路線の換地処分は平成18年5月1日であり、土地区画整理組合で換地処分後、市に移管となるため早期認定はできないとの答弁がありました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第25号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議長（上田順康君）これより議案第26号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第26号 市道認定についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第20号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例の制定について

議長（上田順康君）日程第8 議案第20号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例の制定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 5番 岩田君。

〔5番（岩田弘彦君）登壇〕

5番（岩田弘彦君）皆さん、おはようございます。それでは委員長報告をさせていただきます。

去る6月15日の本会議において、本委員会に付託された議案第20号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例の制定についてを審査するため、6月22日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第20号は、合併に伴い、旧高野口町で設置管理していた「高野口町デイサービスセンター」を新市において引き継いだため、名

称の変更や介護保険法の改正に基づく事業等の内容を変更するものである。また、デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせることができるよう変更するものである。

高野口町デイサービスセンターについて、旧高野口町が事業認可を受けていないということであるが、条例化によりどう変化するのか。また、両センターの指定管理者制度導入時期をどう考えているのかとのただしがあり、橋本デイサービスセンターは、本市が県の通所介護の指定事業所として認定を受けているが、高野口町デイサービスセンターは高野口町社会福祉協議会が県の指定を受けてサービスの提供を行っているため、旧町が保有する施設を同協議会に貸与していた。しかし、新市において引き継ぎ、橋本市公有財産規則の規定により行政財産は貸し付けできないため、新橋本市社会福祉協議会の発足以降、指定管理者制度を導入したい。橋本デイサービスセンターについては、社会福祉センターの複合施設の中に設置しているため、すぐに制度を導入することは困難であるとの答弁がありました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例の制定について

を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。